

有限会社介護ケア・ワーカー緑が丘
感染症の予防及びまん延防止のための指針

第1条 基本方針

当事業所は、利用者及び従業者等(以下「利用者等」という。)の健康と安全を守るため平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、必要な措置を講じなければならない。そのため、感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を策定し、従業員は本指針に従い、業務にあたることとする。

第2条 感染症対策委員会の設置

- 1 当事業所で、利用者等の感染症予防及びまん延防止のための対策を検討するための、感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会の構成員及び専任の感染症を対応する者(以下「担当者」という。)は別表1のとおり。
- 3 委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要な場合に委員長が開催する。
- 4 委員会の検討事項は次のとおりとする。
 - ① 感染症対策委員会の組織整備
 - ② 感染対策の立案
 - ③ 指針の整備
 - ④ 利用者等の健康状態の把握
 - ⑤ 感染症発生時の対応
 - ⑥ 研修・教育計画の策定及び実施
 - ⑦ 事業所内の感染症対策実施状況の把握及び評価

第3条 平常時の対策

当事業所は、利用者等の健康と安全を守るため平常時の対策は次のとおりとする。

- ① 利用者等の健康管理
- ② 標準的な感染予防策
- ③ 事業所内の衛生管理

第4条 感染症発生時の対応

当事業所は、感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を優先とし、次のとおりとする。

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 練馬区への報告
- ④ 保健所及び医療機関との連携

第5条 従業者に対する研修の実施

当事業所は、従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的として「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- ① 定期的な研修の実施(年1回以上)
- ② 新規採用者へ感染対策の基礎に関する研修を実施(必須)
- ③ 訓練（シミュレーション）を年1回以上実施

第6条 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

第7条 この本指針の変更および廃止は、委員会において決定する。

附 則

この指針は、令和4年6月1日より施行する。